受付番号：

平成30年度 市原市市民公益活動支援補助事業 提案書

（ステップアップ事業）

（あて先）市原市長

平成　　年　　月　　日

応募者

|  |
| --- |
| ◎団体名等 |
| （ふりがな） |  |
| 団体名 |  |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |
| 団体の設立年月日 | 　　　　　年　　月　　日 | ＮＰＯ法人格の有無 | 有・無・申請中 |
| 団体ホームページ |  |
| ◎団体代表者 |
| （ふりがな） |  |
| お名前 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |
| ◎連絡責任者 |
| （ふりがな） |  |
| お名前 |  |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |

**※団体及び代表者に市税、県税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合には、提案できません。**

**※団体の直近の決算書の写しを添付してください。**

**※その他、定款、規約など団体の活動内容がわかるもの、広報誌などがありましたら、添付してください。**

１　団体について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）構成員数（会員数） | 　　　　　　　　名 | （２）活動地域 | 市内・県内・県外 |
| （３）活動分野（関連のある活動に○印をつけてください。複数可）【特定非営利活動促進法第２条別表　抜粋】１．保健、医療又は福祉の増進　２．社会教育の推進　３．まちづくりの推進　４．観光の振興５．農山漁村又は中山間地域の振興　６．学術、文化、芸術又はスポーツの振興　７．環境の保全　　８．災害救援活動　９．地域安全活動　１０．人権の擁護又は平和の推進　１１．国際協力　１２．男女共同参画社会の形成の促進　１３．子どもの健全育成　１４．情報化社会の発展　　１５．科学技術の振興　１６．経済活動の活性化　１７．職業能力の開発又は雇用機会の拡充　　１８．消費者の保護　１９．前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 |
| （４）代表者の市民活動経歴について簡潔にお書きください。 |
| （５）団体の設立経緯と活動目的について簡潔にお書きください。 |
| （６）団体がこれまで取り組んできた主な活動実績（直近２年程度）について、箇条書きでお書きください。 |
| （７）協力しながら活動している団体や機関があれば、お書きください。 |

２　提案事業について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）提案する事業の名称 |  |
| （２）補助対象経費合計額 | 　　　　　　　円（※１） | （３）補助申請金額 | 　　　　　　　円（※２） |
| （４）申請するコース | ・１０万円コース（補助申請金額１０万円以下）・３０万円コース（補助申請金額３０万円以下） |
| （５）これまでの補助回数 | ・１０万円コース（補助申請金額１０万円以下）　　　　　回・３０万円コース（補助申請金額３０万円以下）　　　　　回 |
| （６）団体が感じている、地域の課題（問題等）は何ですか。 |
| （７）地域の課題に対応するために、今回提案する事業では、どのような方を対象に、どのような活動を行いますか。 |

※１　Ｐ６の補助対象経費合計額を記載してください。

※２　左側の補助対象経費合計額の9/10以内の額（10万円又は30万円を限度とし、千円未満切捨て）を記載してください。

|  |
| --- |
| （８）今回の事業を実施した場合、どのような効果が期待されますか。また、今後どのような事業展開を考えていますか。 |
| （９）広聴及び広報活動についてどのような手段を考えていますか。　　（「広く市民のみなさんに意見を聞く」、「活動成果を知らせる方法」について） |
| （１０）①補助金が交付されなかった場合、提案する事業の予算をどのように確保しますか。　　　②補助金の交付回数の上限に達した場合、以後の活動予算をどのように確保しますか。 |

（１１）事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 活動内容 |
| 4月 |  |
| 5月 |  |
| 6月 |  |
| ７月 |  |
| ８月 |  |
| 9月 |  |
| 10月 |  |
| 11月 |  |
| 12月 |  |
| 1月 |  |
| 2月 |  |

※主要な活動に★印をつけてください。

３　事業経費（予算）

収入の部 　　　　　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 金額（円） | 科　目 | 金額（円） |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| 合計 |  | 合計 |  |
| 補助対象経費　合計額 |  |

※金額は、税込みで記載してください。

　※収支の合計が必ず合うように記載してください。

　※補助対象経費合計額の9/10を超える額を補助金額として申請することはできません。

（10万円又は30万円を限度に千円未満の端数を切り捨てた額となります。）

４　団体員名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.1

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 年齢 | 所　属・職　業 | 住　所 | 役　職 | 過去に所属した団体 |
| 1 | （代表者） |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 2 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 3 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 4 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 5 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 6 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 7 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 8 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 9 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 10 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２0 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |

※応募には、5人以上で、主たる構成員のうち1名以上が市原市内に住所を有する成年者で構成された市民活動団体であることが必要です。（法人格の有無は問いません）

※政治団体、宗教団体は対象となりません。

※過去に市原市市民活動支援補助事業補助金を各コース2回ずつ交付された団体に所属していた方が、新たに団体を設立又は、新たな団体に加入され、本事業に応募する場合、補助金交付上限回数に到達した団体と応募団体を比較し、①団体名が異なること、②構成員の重複が1/2未満であること、③団体の代表権を持つ者（代理者や実質的に代表者と認められる者を含む）及び会計担当者がいずれも重複していないこと、以上の①から③をすべて満たすことが条件となります。

※提出された名簿（個人情報）は、市が適正に管理し、市原市市民公益活動支援補助事業の審査のみに用います。

４　団体員名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.２

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 年齢 | 所　属・職　業 | 住　所 | この事業での役割 | 過去に所属した団体 |
| ２１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３０ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ４０ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |

※応募には、5人以上で、主たる構成員のうち1名以上が市原市内に住所を有する成年者で構成された市民活動団体であることが必要です。（法人格の有無は問いません）

※政治団体、宗教団体は対象となりません。

※過去に市原市市民活動支援補助事業補助金を各コース2回ずつ交付された団体に所属していた方が、新たに団体を設立又は、新たな団体に加入され、本事業に応募する場合、補助金交付上限回数に到達した団体と応募団体を比較し、①団体名が異なること、②構成員の重複が1/2未満であること、③団体の代表権を持つ者（代理者や実質的に代表者と認められる者を含む）及び会計担当者がいずれも重複していないこと、以上の①から③をすべて満たすことが条件となります。

※提出された名簿（個人情報）は、市が適正に管理し、市原市市民公益活動支援補助事業の審査のみに用います。

【事業に要する経費記載例】

**補助対象経費合計額の9/10以内の額を記載。**

**（10万円又は30万円を限度に千円未満切り捨て）**

収入の部 　　　　　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
| (区分)補助金 | 300,000 | (区分)旅費交通費 | 31,000 |
| (内訳)市原市市民公益活動支援補助金 | 300,000 | (内訳)会場への交通費(スタッフ車使用)(＠3,000円×7台)講師等の招聘にかかる費用 | 21,00010,000 |
| (区分)会費 | ７8,000 | (区分) 人件費 | 10,400 |
| (内訳)　1,000×７８名**「人件費」は補助対象経費合計額の30％以内の額となります。****（例：358,000円×30％＝107,400円以内の額）** | ７8,000 | (内訳)１日体験入門スタッフとして（＠800円×13名） | 10,400 |
| (区分) |  | (区分)印刷製本費 | 1５0,000 |
| (内訳)**「補助の対象とならない経費」がある場合は「補助対象外経費」の区分で記載してください。** |  | (内訳)広報誌印刷(＠1,000円×150部) | 1５0,000 |
| (区分) |  | (区分)補助対象外経費 | 20,000 |
| **上段の「合計額」から「補助対象外経費の額」を控除した額を記載してください。****（例：378,000円-20,000円＝358,000円）****補助対象外経費が無ければ「合計額」と同じ額となります。** |  | (内訳)備品購入（＠20,000円×1台) | 20,000 |
|  |  |  |  |
| （省　略） |
|  |  |  |  |
| 合計 | 3７8,000 | 合計 | 3７8,000 |
| 補助対象経費　合計額 | 3５8,000 |

《補助の対象となる経費の内訳例》＊申請事業にかかる経費を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　訳 |
| 旅費交通費 | ・講習会等の参加のための交通費・視察のための交通費・講師等の招へいにかかる費用　等 |
| 通信運搬費 | ・郵便、電話料、宅配便等に要する経費 |
| 謝礼金 | ・講師等の謝礼金　等 |
| 会議費・会場費 | ・学習会・シンポジウム等を主催する場合の会場費・スライド映写機等の物品レンタル料　等 |
| 資料費 | ・図書などの資料費 |
| 印刷製本費 | ・チラシ、ニュース等の印刷費・報告書等の印刷、製本費　等 |
| 消耗品費 | ・活動を実施する上で必要な機材、材料、消耗品などの経費・写真現像代　等 |
| 保険料 | ・事業参加者の行事用保険料　等 |
| 人件費 | ・活動を実施するために必要な人件費（但、補助の対象となる経費の合計額の30％以内） |
| 運営管理費 | ・活動を実施するために必要な運営管理費 |